

令和3年12月15日（水）

於・特許庁16階 特別会議室＋WEB会議室

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会
第16回審査基準専門委員会ワーキンググループ
議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. マルチマルチクレーム制限について	4
3. A I 関連発明の審査に関する最近の取組みについて	2 9
4. 閉 会	3 9

1. 開 会

○清水座長 それでは定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会第16回審査基準専門委員会ワーキンググループを開催いたします。本日は、お忙しい中、皆様お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

今回は、2つの議題につきまして事務局から報告がありますので、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。1つ目の議題は「マルチマルチクレーム制限について」、2つ目の議題は「A I 関連発明の審査に関する最近の取組みについて」です。

最初に、本日のワーキンググループの開催に当たっての新型コロナウイルス感染症対策について、事務局から御説明をお願いします。

○本間審査基準室長 本日のワーキンググループは、一般傍聴者及びプレスの皆様にはウェブでの傍聴のみとさせていただいております。また、物理参加いただく委員の皆様には、会場入り口のアルコール消毒液による殺菌消毒の実施をお願いし、また、会場の窓や扉の開放による換気の実施などの対策を講じて開催させていただいております。

また、本日は、一部の委員についてはウェブ会議による参加をさせていただいております。会議室から参加されている方と、ウェブ会議で参加されている方とは、リアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

御発言いただく際ですが、会議室にいらっしゃる皆様には挙手をしていただき、指名されましたらマイクのスイッチを入れて御発言ください。ランプが赤く点灯すればマイクが作動しております。御発言が終わりましたら、再度ボタンを押してスイッチを切ってくださいようお願いいたします。

また、オンラインにて御出席の委員の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みに応じて清水座長に御指名いただきますので、指名されましたらマイクとカメラをオンにして御発言ください。その後、御発言が終わりましたら、マイクとカメラをオフにしてくださいようお願いいたします。

○清水座長 続いて、資料の参照方法についての説明を事務局からお願いいたします。あわせて配付資料の確認もお願いします。

○本間審査基準室長 配付資料につきましては、経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進していることから、本日のワーキンググループにおいても会議室ではタブレットで御覧いただくことにしております。なお、座席表はお手元に紙で配付しております。ウェブ会議で御参加の委員の皆様には、事前にデータをお送りさせていただいておりますので、そちらを御覧ください。

では、タブレット端末の使用方法を御説明いたします。まずカバーをめくっていただきますと起動します。起動したタブレットの画面にはコンピュータのエクスプローラーのような表示がされていると思います。表示について御不明な点はございますでしょうか。

特にないようでしたら、タブレットの操作でお困りになった場合には、手を挙げて合図していただければ事務局の者が対応いたします。

操作の続きを御説明いたします。タブレット画面の右側の枠内に、ワーキンググループ資料のフォルダーと参考資料として審査基準のPDFファイルを格納しております。本日はワーキンググループ資料のフォルダー内に格納されている4つの資料を用意しております。資料の表題は、1つ目が議事次第・配布資料一覧、2つ目が委員名簿、3つ目がマルチマルチクレーム制限について、4つ目がAI関連発明の審査に関する最近の取組みについて、になります。以上4つの資料があることを御確認ください。

資料について、何か御不明な点はございますでしょうか。

ウェブ会議で参加の委員の皆様も、特にございませんでしょうか。

特に無いようですので、もし資料でお困りになった場合には手を挙げて、もしくはチャット欄に記入して合図をいただければ、事務局の方で対応させていただきます。

それからもう1点お願いがございます。議事録作成の都合上、今日物理参加されている皆様におかれては、御発言の際にマイクのスイッチを入れていただき、マイクに近づいて御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

○清水座長 今回、委員の構成について変更がございましたので、その点についての御紹介を事務局からお願いします。

○本間審査基準室長 委員名簿を御覧ください。前回第15回会合まで、株式会社悠心代表取締役社長の二瀬克規委員に御参加いただいておりますが、今回、御退任となりました。今回からは新たに、東北電子産業株式会社代表取締役社長の山田理恵委員に御就任いただいております。山田委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○山田委員 山田でございます。仙台で、光関係のモノづくりの企業をしております。な

かなか特許の方は難しいことが多くて、中小企業は難しいと感じていることも多いと思うのですけれども、これから全く素人ではございますけれども、勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○本間審査基準室長 ありがとうございます。

委員名簿に記載のとおり、本ワーキンググループは10名の委員で構成されており、本日は委員全員の皆様に御出席いただいております。奥村委員、前川委員、山田委員におかれましてはウェブ会議で参加されております。

○清水座長 山田委員どうもありがとうございました。

それでは特許庁を代表して、岩崎特許技監から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○岩崎特許技監 特許技監の岩崎でございます。本日は、清水座長初め委員の皆様方にはお忙しい中、出席いただきありがとうございます。

このワーキンググループでは、これまで15回ほど会合を開いております。前回の会合では、進歩性判断における有利な効果に関する審査基準の点検について御検討いただき、また、申請手続のデジタル化等に伴う審査基準等の修正について、御報告させていただきました。その後、前者につきましては、引用発明と比較した有利な効果に関する判断を最高裁判例に則して行うことを審査ハンドブックに追加いたしました。委員の皆様方には、多くの御助言をいただきありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

今回の会合でございますが、冒頭、座長から御言及がありました2つの議題がございます。1つ目の議題は「マルチマルチクレーム制限について」であります。御存じのとおり、令和3年1月の基本問題小委員会において取りまとめられ、その後2月に公表されました、「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方—とりまとめ—」報告書において、マルチマルチクレームを制限する方針が示されました。そこで今回は、マルチマルチクレーム制限の運用面について、御検討いただきたいと思いますと思っております。

2つ目の議題は「AI関連発明の審査に関する最近の取組みについて」であります。AI関連発明に関する出願は、国内外問わず増加傾向にあります。また、AI技術は、さまざまな技術分野において応用が進められる代表的な融合技術でもあります。こうした出願に対する特許審査は国際的にも重要視されています。そのため、特許庁では、国内外におけるAI関連発明の審査の予見性の向上であるとか、AI関連発明の効率的かつ高品質な審査の実現に向けた取り組みを行っております。

今回は、これらの最近の取組みについて、御報告させていただきたいと思っております。

す。委員の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願いいたします。

○清水座長 岩崎技監、どうもありがとうございました。

2. マルチマルチクレーム制限について

○清水座長 それでは議題に移りたいと思いますので、事務局から御説明をお願いします。

○本間審査基準室長 それでは本日の1つ目の議題について、資料1「マルチマルチクレーム制限について」を用いて説明いたします。

まず1ページを御覧ください。マルチマルチクレームを説明するスライドになります。初めに、マルチクレームとは、他の2以上のクレームを引用するクレームになります。そして、マルチマルチクレームとは、マルチクレームを少なくとも1つ引用するマルチクレームになります。

例えばスライド中の請求項4は、マルチクレームである請求項3を引用するマルチクレームですので、マルチマルチクレームになります。この場合、スライド中に例示しているAからDはそれぞれ異なる発明の技術的特徴になりますが、マルチマルチクレームである請求項4は、A+D、A+B+Dなどの発明を特定する4つのクレームに相当することになります。同様に請求項5であれば、8つのクレームに相当することになります。

2ページを御覧ください。このようなマルチマルチクレームにより、表現できる実質請求項、すなわち引用形式をとらない場合に記載される請求項の数、は指数関数的に増加することになります。この状況を示すため、スライドの下段にありますように、昨年度開催された産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、ほとんどの出願、全出願の約99%において、請求項の数が30以下であるのにもかかわらず、実質請求項の数が1000以上の出願が約5%存在しているデータが紹介されました。

3ページを御覧ください。マルチマルチクレームを制限する必要性を、国際調和の観点から整理したスライドになります。

グローバルな権利取得が促進される中、出願人は、各国の制度に応じた形式で請求項を記載する必要がある、各国対応の負担が増大していると考えられます。

また、特許審査ハイウェイ等を用いた場合であっても、クレーム形式に拒絶理由を受けることで権利化までに時間を要する場合も考えられます。

また、他の特許庁に目を向けますと、マルチマルチクレームは、日本、米国、欧州、中

国、韓国の主要特許庁のうち、日本と欧州では認められているものの、米国、中国、韓国では制限されており、国際調和が求められていると言えます。

スライドの下段に、それぞれの主要特許庁におけるマルチマルチクレームの制限状況の一覧を示しています。マルチマルチクレームを容認しているのは欧州と日本になりますが、その欧州では、※１、２で説明しているとおり、別途、引用形式や独立請求項の数が制限されている状況にあります。また、中国では、マルチマルチクレームを制限しておりますが、例外を一部認めております。その内容については、後ほどスライドで御説明いたします。

４ページを御覧ください。この円グラフは、特許行政年次報告書２０２１年版に基づいて作成しました、日本からの海外出願先の割合を示しております。赤枠で示すとおり、マルチマルチクレーム制限国への出願が全体の約７３％を占めていることが分かります。

５ページを御覧ください。マルチマルチクレームを制限する必要性を、第三者の監視負担や審査負担の観点からまとめたスライドになります。

マルチマルチクレームは、スライド上段の青枠内に記載したとおり、一の請求項を把握するに当たって、その請求項が引用する全ての各請求項の記載を組み合わせる必要があります。また、我が国においては、引用形式請求項に対して引用する請求項の範囲を限定することを求めています。が、複雑な引用関係により、その内容把握の負担が特に大きくなる場合があると考えられます。さらに、一部の出願においては、引用する請求項間で矛盾が生じたまま出願・審査される場合があると考えられます。そして、先ほどの２ページで示したとおり、実質請求項数が１０００以上になる出願がおおよそ５％存在します。

このように、第三者における監視や審査処理において過度な負担を生じさせる要因になっていると考えられます。このことはマルチマルチクレームを制限する趣旨として、米国の審査基準に当たるＭＰＥＰにおいて、「これらの制限は、１の多項従属クレームにいくつかの先のクレームが実際に引用されているかを決定する上での不当な混乱を避けるのに役立つ。」と説明されており、また、韓国の審査基準においては、「この規定の趣旨は、１つの請求項を解釈するに当たって多数の他の請求項を参酌しなければならない困難を防止するためである。」と説明されていることから裏づけられます。

６ページを御覧ください。昨年度開催されました、基本問題小委員会において取りまとめられた「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方」からの抜

粹になります。ウィズコロナ／ポストコロナ時代における新たな日常を先取りしつつ、新たな時代にふさわしい産業財産権政策を推進していく必要がある、あるいは産業財産権政策を支える財政基盤は安定的とは言えない状況にあつて、安定的な財政基盤の構築が急務であるという問題意識のもと、取りまとめられました。

この取りまとめの中で、特許審査制度の課題の1つとして、審査処理負担の増大が示されています。具体的には、米国、中国、韓国では認められていない、いわゆる「マルチマルチクレーム」が日本では認められているため、「出願時に特許請求の範囲に記載された請求項の数」が30以下の出願が約99%であるにもかかわらず、「引用形式を採らない場合に記載される請求項の数」が1000以上になる出願が約5%存在しており、このような特異な出願によって、審査に過度な負担が生じている。」との課題が挙げられています。

そして、今後の新たな取り組み・改善のための対応方針の1つとして、「国際調和の観点も踏まえ、「マルチマルチクレーム」を制限し、「請求項の数」と「実質的な請求項の数」の差を少なくすることを通じて、審査処理負担の適正化を図る。」ことが示されました。本日は、このマルチマルチクレーム制限の具体的運用について御審議いただくこととなります。

7ページを御覧ください。検討いただく事項の1つ目は、対象となるマルチマルチクレームについてです。マルチマルチクレームを制限している米国、中国、韓国では、スライドの中段に示すとおり、いずれもマルチクレーム、すなわち2以上のクレームを「択一的」に引用するクレームが、他のマルチクレームの基礎となることを制限しています。これを踏まえて、我が国でも、国際調和の観点から、これらの国と同様にマルチクレーム、すなわち2以上のクレームを「択一的」に引用するクレームが、他のマルチクレームの基礎となることを制限してはどうか、と考えておりまして、この点について後ほど御審議いただきたく存じます。

8ページを御覧ください。基本問題小委員会におきまして、マルチマルチクレームを制限する対応方針が示されて以降、日本知的財産協会様や弁理士会様と定期的に行っている意見交換会などを通じて伺いました声のうち、主だったものを記載しております。例えば、コンピュータソフトウェア発明で、「コンピュータを請求項●～●の装置として機能させるためのプログラム」といった引用型のクレームが時折使われているが、これは利用できなくなるという意見があるという声や、クローズド・クレーム形式のみが認められている合金分野においては、審査負担に加え、出願人、第三者にとって監視負担等が増加すると

いう意見もあるといった声を伺っております。

また、マルチマルチクレーム制限の例外については、ルールの複雑化を招き、新たな請求項の作成という代替手段があるため、例外的な許容を行う必要はないとの意見が多くあるという声を伺っております。また、例外的な許容により得られるメリットより、国際調和から外れてしまうデメリットの方が大きいと考える意見もあるという声も伺っております。

一方で、構成要件が実質的同様である表現上の差異がある程度であれば、認めてほしいという意見も一部にあるという声や、中国で認められている一部の例外を、日本でも認めてほしいという意見もあるという声も伺っております。

最後の2つのビュレットのような中国で認められている例外については、後ほど詳しく御説明いたします。

9ページを御覧ください。検討いただく2つ目の事項は、マルチマルチクレーム制限の例外を設けるかどうかについてです。制限の導入に当たっては、例外的な扱いをすべき場合があるかについては検討しておく必要がありますので、今回は先ほど御紹介したような、一部のユーザーから御要望いただいております、中国で許容されている例外について、我が国においても導入すべきかどうかを検討していただこうと考えております。

具体的には、スライドの中段以下に説明している2種類の例外、すなわち1つ目はクレーム間の関係に基づく例外、2つ目は間接的にマルチマルチクレームとなる場合の例外になります。この1つ目の例外には、先ほどのページで御説明した、実質的同様である表現上の差異があるものも含まれます。これらの例外の詳細については、後ほどのスライドでそれぞれの必要性について検討いただく際に、改めて御説明いたします。

10ページを御覧ください。具体的な検討を始めていただく前に、検討の方向性をまとめたスライドになります。マルチマルチクレームの制限は、国際調和、第三者の監視負担及び審査負担の軽減の観点から導入するものでありますので、制限の例外を設ける場合には、これらの趣旨に整合的である必要があると考えております。

国際調和の観点から、米国や韓国といった例外を認めない国がある中で例外を認めますと、我が国で権利化されたクレームで海外での権利取得を促進するという国際調和のメリットを減じることになります。したがって、例外を認めないことによるユーザー等に大きなデメリットがない限り、例外を認めない方が好ましいと考えられます。

また、第三者の監視負担や審査負担の観点では、例外を設けるのであれば、例外の対象

は、発明の内容理解に負担とならないものとする必要があります。また、例外を設けると、例外の可否を審査官が判断する必要があり、審査負担増につながることから、例外を設けない方が審査負担の観点からはよいと考えられます。

その他にも、例外に該当するか否かの判断の線引きが曖昧となることで、運用上の混乱やユーザーの予見可能性を損なうことは避ける必要や、例外がマルチマルチクレーム制限を形骸化させる抜け道とならないようにする必要性も十分考慮すべきであると考えております。

次のスライドから、具体的に例外について御検討いただくための論点を整理したスライドを御紹介いたします。

11 ページを御覧ください。例外の1つ目の検討事項は、クレーム間の関係に基づく例外を認めるかどうかについてです。例1の請求項4のようなカテゴリ違いのものも、この例外に含まれます。

中国の制度では、請求項4のように、他のクレームを引用していても、当該引用する他のクレームをさらに限定するものではないものを独立クレームとして扱っておりまして、その独立クレームは、マルチマルチクレーム制限の対象外と整理されておりますため、このような事例はマルチマルチクレーム制限の対象外と整理されております。そして、さらに限定するものであるかどうかの判断は、煩雑になるおそれがあります。

また、例2のようにカテゴリが異なることに加えて、「●●」で示すような追加の構成要素がある場合、この追加的要素が周知・慣用であるか、本質的な技術的特徴であるかによって、表現上の差異があるだけと言えるか否かの判断が異なってまいります。すなわちこの「●●」が周知かどうかの判断が技術分野ごとに必要になってまいります。

したがって、引用形式クレームの間関係や表現上の差異と言えるか否かに基づいて例外とすることについては、明確に線引きすることが難しく、判断のばらつきが生じたり、審査の予見可能性の確保が困難となる可能性があります。加えて、表現上の差異があるだけのもののみ例外とすることは、国際調和からも外れることとなります。

以上のことから、審査負担やユーザーの予見可能性の観点から懸念があり、また、ユーザーの皆様からも、国際調和の観点やルール複雑化を避ける観点から、マルチマルチクレームについて例外的に許容する必要はないとの意見が多数であることを踏まえ、このクレーム間の関係に基づく例外については、採用しないこととしてはどうかと考えております。

12 ページを御覧ください。例外の2つ目の検討事項は、間接的にマルチマルチクレームとなる場合の例外を認めるかどうかについてです。

中国では、マルチクレームのみを引用しているクレーム、例3の請求項5や6のようなクレームになりますが、これを引用するマルチクレーム、例3の請求項7のようなクレーム、は制限の対象外とされています。しかし、この例3の請求項7のようなマルチクレームを直接的ではなくても、間接的には引用しているクレームは、これまで検討してきたマルチマルチクレームと同様に、第三者の監視負担及び審査負担を生じさせる要因となり得ると考えられます。また、マルチマルチクレーム制限の抜け道になってしまうおそれもあります。

以上のことから、第三者の監視負担や審査負担の観点からも懸念があり、また、ユーザーの皆様からマルチマルチクレームについて、例外的に許容する必要がないとの意見を多数いただいていることを踏まえ、間接的にマルチマルチクレームとなる場合を例外とすることについては、採用しないこととしてはどうかと考えております。

前のページで御説明しました検討事項2-1及び、このページで御説明しました検討事項2-2を踏まえ、マルチマルチクレーム制限の例外については設けないこととしたいと考えており、この点については、後ほど御審議いただきたいと考えております。

13 ページを御覧ください。3つ目の検討事項は、審査基準の改訂の方向性についてです。

マルチマルチクレームの制限については、特許請求の範囲の記載に関する形式的な要件であることから、特許法施行規則第24条の3に規定する予定です。また、実用新案についても同様に、実用新案法施行規則第4条に規定する予定です。したがって、マルチマルチクレーム制限に違反する場合には、特許法第36条第6項第4号、いわゆる委任省令要件違反の拒絶理由となりますが、他の委任省令要件違反と同様に、無効あるいは異議の理由にはならないことになります。

これらを踏まえ、審査基準においては、例えば「第Ⅱ部第2章第5節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」に、第36条第6項第4号違反と判断される類型(5)として、マルチマルチクレームを新たに追加して記載してはどうかと考えております。

また、同様に「第Ⅹ部第1章 実用新案登録の基礎的要件2.3 実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反」についても、委任省令要件違反に該当する類型としてマル

チマルチクレームを追加してはどうかと考えております。

なお、審査ハンドブックについても、委任省令要件に関する説明箇所への追記や、事例としてマルチマルチクレームを使用しているものの変更など、関連する箇所について必要な修正をすることとしたいと考えております。この方向性に基づいて審査基準を改訂したいと考えておりますが、この点について後ほど御審議いただきたく存じます。

最後に14ページを御覧ください。マルチマルチクレーム制限後の運用を整理したスライドになります。

制限については、本日御了承いただけましたら、マルチクレーム、すなわち2以上のクレームを「択一的」に引用するクレームが、他のマルチクレームの基礎となることを制限し、また、国際調和、第三者による監視負担及び審査負担の観点、並びに、ユーザーニーズも踏まえ、マルチマルチクレーム制限の例外は設けないことになります。

また、マルチマルチクレームは、委任省令要件違反の拒絶理由とし、無効あるいは異議の理由にはしない予定です。

最後に、マルチマルチクレームの検出等の支援ツールにつきましては、ユーザーの皆様にもマルチマルチクレームをチェックしていただくとともに、同じツールを審査官が使用することで、特許庁の内部と外部の皆様の負担軽減とともに、マルチマルチクレーム制限に対する認識をそろえることを目的として鋭意作成しているところです。制限が開始される前に、なるべく早い時期に庁内外に対して提供する予定です。

資料1の説明は以上となります。

○清水座長 本間室長どうもありがとうございました。

マルチマルチクレームについての前提と、検討事項1から3をまとめて御説明いただきましたが、これから実質的な討議に移りたいと思います。全部をまとめてしまいますと少し議論が拡散するように思いますので、御説明いただいたマルチマルチクレームについての前提事実の御説明と、それから検討事項1、つまりマルチマルチクレームそのものを制限して良いのかという点についてまず御意見を伺って、次にその例外、あるいは最終的な審査基準の問題である検討事項2、3に移りたいと思います。まずは、前提問題と検討事項1について、御意見があればお伺いしたいと思います。ウェブ上の参加の方も御一緒です。よろしくお願いいたします。

横山委員お願いいたします。

○横山委員 ありがとうございます。検討事項1について、基本問題小委員会での取りま

とめに沿ってマルチマルチクレームを制限することに、大きな異論はございません。ユーザーの意見を丁寧に伺っていただき、さまざまな観点で検討いただいておりますので、大変感謝しているところです。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方いかがでしょうか。

浅見委員お願いします。

○浅見委員 私も方向性について賛成いたします。私は審査の経験がありますが、多数のマルチマルチクレームがあると、どこまで引用しているのかという整理が難しく、それだけで時間がかかってしまうということがあります。例外を認める点については後ほど議論するということですので、ここまでにさせていただきます。

○清水座長 切り分けていただいて、どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。ウェブ上の方も何かあれば。

濱田委員お願いします。

○濱田委員 マルチマルチクレームの制限自体についてでございますが、マルチマルチクレームというのは、これまで長年慣れ親しんできて使われてきたクレーム表現でございます。また、包括的に発明を表現できるという点もございまして、弁理士の中には、これを制限することに対して懸念を表明する声が多いということも事実でございます。また、実際に運用してみると想定外の事態が生じることもあり、いろいろと混乱が生じるのではないかとこの危惧も聞こえております。しかし、一方でこの制度には、国際調和の観点や内容把握の負担の軽減等のユーザーにとってのメリットがあるということも十分承知しているところでございます。

また、今お聞きしていると、特にユーザーの方からも反対意見はなく、御承認されているということでございますので、そういうことでありましたら、弁理士としてはユーザーの側に立って、その権利をいかに有効に守っていくかというところが私どもの本分でございますので、そういう意味では、マルチマルチクレームの制限に関しては、総論としてはユーザーの御要望に沿って協力していくのがよいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

本田委員お願いします。

○本田委員 大学も最近は出願が多くなっていて、どちらかというとユーザーという位置づけでの発言になるかと思いますが、マルチマルチみたいなものと、何となく気持ち的に出願人側は何か広くクレームが書かれているような印象を持つのですが、実際マルチマルチを制限したことによって、審査負担が軽減されることはよく理解できるのですが、出願人にとっても権利範囲としてそれほど影響がないことの御説明があると、より一層ユーザー側の理解というのは進むと思いました。そのため、マルチマルチは制限をかけるが、実際には制限がかかったとしても、必要な権利範囲というのはマルチクレームの範囲内で十分とれる、というような御説明というか、何かポンチ絵みたいなものがあると、安心感を与えることができるのではないかと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問も兼ねた御発言だと思いますので、事務局の方いかがでしょうか。

○本間審査基準室長 御質問並びにアドバイスくださりありがとうございます。確かに独立請求項、請求項1で権利範囲が広く確保されるという意味では、不利益がそれほど生じない可能性が高いということをお伝えした方が皆様にも御理解、さらには納得いただけるかと思いますので、今後、制限開始前に説明をする場においては、是非そのような説明を加えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○清水座長 結局、権利範囲としては、書き分けていけば変わらないけれども、そこは丁寧にもう少し説明していくという理解でよろしいのでしょうか。

○本間審査基準室長 そのように承知しております。ありがとうございます。

○清水座長 それでは、他の方はいかがでしょう。

前田委員お願いします。

○前田委員 私も、マルチマルチクレームを制限することについて、特段異存はございません。今も御指摘ありましたように、基本的にはマルチマルチクレームの問題というのは、クレームの書き方というか、形式の問題になるのかなと理解しております。同等の保護を求めようとする際に引用関係を解消するなど、別の書き方もなお可能であるということだと思います。もちろん書き方が制限されることによって、実質的にほぼ求め得る範囲が変わるということは、可能性としてはあり得なくはないと思うのですが、現にこれを制限することについて特段ユーザーからの異存もない状況だということは、実質的に出願人の権利を制限することにはならないということの証左なのかなと理解しております。そういう状況のもとでこういった制限を行うことは、十分正当化できると理解しております。

○清水座長 ありがとうございます。

ウェブ上からも御発言の御希望がありましたので、まず前川委員お願いいたします。

○前川委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。三菱電機の前川でございます。産業界としては、総論としてはマルチマルチクレームの制限は、国際ハーモナイズを考えると賛成です。総論はそれとして、2点ばかりお願いしたい点がございます。

まず1つ、事前説明のときに失念していたのですが、マルチマルチクレームに関して、最近、アンケートを受けたのを思い出しました。調べてみましたら、令和2年度に知財研さんが出していらっしゃる報告書としてそれがまとまっております。「特許請求の範囲の表現形式に関する調査報告書」という報告書で、弊社も回答させていただいた記憶がございます。報告書のユーザーアンケートには、いろいろなクレームの表現形式が今どんなふうに使われていて、問題ないですかというような問いかけがあつて、その中で、マルチマルチクレームへの対応はどうかという設問もありました。

アンケートの中に、なぜマルチマルチクレームを使うのかという国内ユーザーへの質問があり、回答を見ると、コストが抑えられるからとか、広範な権利範囲を構成できるからとか、そういうポジティブな意見もあるわけです。

報告書は当然御存じだと思いますが、こうしたユーザーの声を集めていらっしゃるわけですから、この報告書を踏まえて、立法事実ではないですけれども、マルチマルチクレームには、こんなメリットもあり、ユーザーからはこんな意見もあるけれども、制限した方がより大局的に見て良いのだよというところを、丁寧に説明していただいた方が良いかと思います。先ほど諸先生方から、マルチマルチクレームのメリットもあるのではないかという御意見があったかと思いますが、ぜひこのアンケート結果も含めて、十分に説明いただきたいというお願いが1点目でございます。

もう1点目が費用面です。御承知のように来年4月から出願関連費用等が上がるということで、我々産業界は予算取りを開始しました。マルチマルチクレームが制限されると、そのクレームをばらして結果的には請求項数が増えるわけです。そうするとダブルパンチと言いますか、十分な権利を得るために請求項数を増やさざるを得ないことになり、出願費用の収入増加を目論んでいるのではないとも言われかねないので、その辺は費用シミュレーションをしていただいて、明確化、透明化していただければ良いのかなと思っています。

なお、マルチマルチクレームは、国際ハーモナイズのためには制限した方が良いという

のは十分理解できますが、マルチマルチクレームを抑制するために、例えばマルチマルチクレームで出願したら、その分、国内の審査費用が値上げになるという対処もあるのではないかと考えます。いきなりマルチマルチを全部制限してしまうと、予期せず拒絶理由通知が届いたり、いろいろハレーションも大きいかと思しますので、何かバッファー的な制度もあって良いのかなと思った次第です。総論としては賛成させていただきます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ユーザーとしての御懸念も多少お示しになられたと思いますので、事務局の方で何か御発言があればお願いしたいと思います。

○本間審査基準室長 ありがとうございます。2つの御懸念をいただいたかと思えます。

1つ目について、マルチマルチクレームのメリットもあるということを認識した上での対応を求められたと認識しておりますが、調査の結果は把握しておりますし、今回ユーザーの皆様との意見交換の中でも、そのような具体的なメリットもお話いただきながら、今回の制限する方向性、その趣旨について御賛同いただき、受け入れていただいていると認識しております。いずれにしても、そのようなメリットがある中で制限に御協力いただいた皆様に感謝しつつ、そのような運用の変更で皆様が無用な混乱で困ることのないように、これから周知な準備をしていきたいと考えております。

2つ目については、請求項の数がすごく大きくなるのではないかという漠然とした不安はあるかと思いますが、実際に私どもで簡単に調べたところ、日本でマルチマルチクレーム形式で出願されているものについて、既に制限されているアメリカに、そのファミリー出願はどのようにクレーミングされているかを調べたことがございます。そうすると大抵は請求項1、あるいは請求項1または2を引用する、シンプルな形に補正して出願されている様子が伺えました。

また、ユーザーの方々に、日本でそういった制限をした場合にはどのように対応されますかと伺ったところ、アメリカに出願する際のようなクレームの形式にする予定だという声が多く聞かれたというお話も伺っております。したがって、必ずしも料金の増大につながるものではないという点は認識していただきたいと思います。ただし、若干料金が増える可能性はあるかと思いますが、基本問題小委の方で、財政基盤の安定性の確保も課題の1つとして議論された上で、対応方針として示されたものということから、若干そういった御負担をいただく可能性があることもやむを得ないのかなと考えております。

以上になりますが、よろしいでしょうか。

○清水座長 どうもありがとうございます。

前川委員、さらに何か御質問ありますか。

○前川委員 十分な回答をいただきました。ありがとうございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

そうしますともう1人、奥村委員お願いいたします。

○奥村委員 奥村でございます。本日はウェブで失礼いたします。

私ども結論から申し上げますと、マルチマルチクレームは制限するということに賛成でございます。その理由は、マルチマルチクレームを制限しているアメリカにおいて、アメリカが特許政策なり何なりで民間の産業力が劣化した国になっているのかということ、私は決してそうではないと思います。反対に、では日本がこれを許しているからといって、このマルチマルチクレームの仕組みがあるからといって、日本国は日本のマーケットで、すぐ日本の企業が有利になっているという話も、実は私の周りのライフサイエンスエリアでは聞いたことがございません。また、J I P Aのような大きなユーザーグループでも、結局そのところは余り問題視していないことを考えると、日本国の産業競争力に大きな影響を与えているものではないと私も理解します。そのところの何か証拠があったりするととても良いのですが、ないものの証拠というのはなかなか出せないのも、難しいのかなと思っております。

ただ、先ほど前川委員も言われましたが、料金については、特に私は今ベンチャーの社長をやっておりますので、お金にはベンチャーはちょっとうるさくて、なるだけ値上げになるようなところは抑えていただいて、反対にこの導入によって上がるかもしれないところは、値下げしていただくぐらいのことをぜひ御検討いただくことをお願い申し上げて、私のコメントは終わりでございます。失礼します。

○清水座長 ありがとうございました。

特に事務局よろしいですか。

○本間審査基準室長 御賛同いただきありがとうございます。また、料金等については、スタートアップ企業、もしくは中小企業の皆様への支援施策、また料金施策につきまして、複合的な総合的な観点から検討された上で方針を出されているものと認識しております。そういった御懸念があるというお話は、基本問題小委等でも議論があったものと承知しておりますが、引き続きこういった制度改正について、ユーザーの観点からアドバイス

いただければと思います。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、西井委員お願いします。

○西井委員 私も、今委員の皆様が御発言なさいました理由をお聞きし、そして自分としても、制限ということに賛成の考えであります。

現状認識として1つお伺いしたいのは、資料8ページに、「マルチマルチクレームを制限した場合の影響について」ということで、幾つかの分野においては影響が出るのではないかということが記載されていますが、そもそもマルチマルチクレームというのは、どの分野においてよく見られるという特徴はあるのでしょうか。

○清水座長 ありがとうございます。

事務局お願いします。

○本間審査基準室長 御質問ありがとうございます。正確なデータは持ち合わせておりませんが、ほぼ全ての技術分野に分け隔てなく、マルチマルチクレームは利用されていると認識しております。

○西井委員 ありがとうございます。全ての分野で、特に量も多寡があるわけでもなく見られるということであり、そして今回いろいろな団体等にヒアリングなさって、どこからもとりわけ強い反対の御意見が出なかったということであれば、ユーザーの不利益という点についても、甘受なさるというユーザー側からの御意思かと思えますし、審査負担と国際調和等を考えますと、やはり制限ということに賛成させていただきたいと思えます。

○清水座長 ありがとうございます。

失礼なのですが、皆さん大体意見を言われて、山田委員だけまだ仰っていないので、もし何かあれば御発言いただけますか。

○山田委員 前回、御説明いただいたときに、非常に難しくて、実際には特許事務所さんをお願いして書いていただくことが多いですが、それでも、書いていただいた後に見た文章を見たときにすごく分かりにくかったり、または他社さんが出されている特許を見たときに、非常に分かりにくかったりするもので、マルチマルチではなくなったときに、どういう形に直るのかというのを何か例のようなものを出していただければ、分かりやすいと思いました。

例えば日本のマルチマルチが米国対応した場合、どういう文章に直るのかという何か例を幾つか挙げていただくと良いかと思えます。よろしくお願いします。

○清水座長 どうもありがとうございました。

事務局の方で何かございますか。

○本間審査基準室長 山田委員、アドバイスありがとうございます。マルチマルチクレーム制限開始に向けていろいろユーザーの皆様に御説明する時には、そういった具体的なイメージができるような説明をするように準備を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○山田委員 よろしく願いいたします。

○清水座長 どうもありがとうございました。

今の米国の実例の点や、それから本田委員がポンチ絵による説明と仰っていましたけれども、そういったものを準備いただければと思います。

各委員につきましては一通り御発言を頂戴できたように思いますが、さらにあれば願いいいたします。

本田委員お願いします。

○本田委員 先ほどベンチャーと中小企業の支援をというお話があったのですが、大学もどうぞよろしくお願い申し上げますということだけ申し添えたいと思います。よろしくお願いします。

○清水座長 事務局の方も何か分かっているようです。

他ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、検討事項1を一度再読させていただいて、皆様のご意向を確認しておきたいと思います。検討事項1としては、我が国においても国際調和の観点から、マルチクレーム、すなわち、2以上のクレームを「択一的に」引用するクレーム、が他のマルチクレームの基礎となることを制限してはどうかということについて、御反対の方はいらっしゃいますか。もちろん一部の委員には、ユーザーの中に懸念があるということも御発言になりましたし、弁理士会の方も積極的に賛成というわけではないのかもしれませんが、特に反対される方はいらっしゃらないと理解しました。なお、一言仰りたいという方があれば伺いします。

よろしいですか。

それでは、検討事項1については、皆様の御了解を得たということで進めてまいりたいと思います。

次に検討事項2について、制限を設けるのかどうかという観点です。特に中国での運用

を念頭に置いて何らかの制限を設けるのか、これについての御意見を頂戴したいと思えます。

浅見委員、さっき仰ろうとしていたのですが、よろしいでしょうか。

○浅見委員 これもどちらかという審査官目線になりますが、例外を認めることになりますと、その例外に当たるかどうかという判断も難しいということが1つあります。それから、この事例を見ましても、必ずしも例外を認めなければならないという必要性にもやや疑問があります。ユーザーも審査する側も、できるだけ共通の理解のうえで進めた方がよいと思いますので、例外を認めないという事務局の提案の方向性に賛成したいと思えます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

前田委員お願いします。

○前田委員 私も、例外を設けないという方向性に賛成したいと思えます。その理由ですけれども、先ほども申し上げたとおり、基本的にはマルチマルチクレームの制限というのは、クレームの形式の問題で出願人に実質的に不利益を大きく与えるものではないということがありますので、ルールが明確であることが極めて重要になるのかなと思えます。仮にその制限を設けるとした場合に、今回の制限の趣旨が、第三者の監視負担とか審査負担の軽減というところにあるわけなので、例えばマルチマルチを許した方が、かえって第三者の監視負担が下がるとか審査負担が軽減されるという場合があれば、それについて例外を設けるということはあるのではないかなと思えます。

具体的にそれがどういう場合に当たるのかと言われると、なかなか線引きが難しいように思えます。そういった場合は、線引きが難しくても多数あるというのであれば、認めることもあり得ると思うのですけれども、私の認識する範囲内では、そういったものもごく例外的なものに限られるだろうというように理解しております。であれば、あえて判断を困難にするような例外を設ける必要性も高くないのかなと思っております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、ウェブ参加の奥村委員お願いします。

○奥村委員 奥村でウェブからです。すぐ回ってくると思っていなかったのちょっと慌

てました。例外については、積極的に認めないようにしていただきたいをお願い申し上げたいのが、私のベンチャーのような会社の願いです。というのも、これは企業の競争力には関係ないと先ほどの 이슈でも申し上げましたが、そうであるとするなら、あとは費用の面、手続上の面で、日本でクレームや明細書をつくれれば、それでそのまま世界中で通用するということで、各国の現地の代理人の手数料も安くなりますし、そこは実は大企業さんは余り気にしておられないかもしれませんが、私のような企業だとそういうのも気になってまいります。代理人をされる弁理士さんにとっては腕の見せどころだったのかも分かりませんが、私のようなユーザーからすると、そのまま世界で使えるというのがとても重要だと考えております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

他の委員の方はどうでしょうか。

西井委員お願いします。

○西井委員 中国において2つ例外があるということで、今回検討対象になっているのだと思うのですが、中国においてこのような2つの例外を設けていることは、どのような理由によるものなのでしょう。

○清水座長 もし事務局の方で分かれば、お願いいたします。

○本間審査基準室長 中国の審査基準、審査指南に特に書かれているわけではございませんけれども、アメリカのMPEP、または韓国の審査基準には、発明の把握の困難性とか混乱を招くというような審査負担、第三者の監視負担の観点で明記されております。そういった問題というのは国を越えて普遍的な課題だと思いますので、中国も当然そういったものを意識して、こういった対応をされているのかなと考えております。

○西井委員 中国が2つの「例外」を設けた理由はいかがでしょうか。

○本間審査基準室長 設けた理由ですね。失礼しました。例外を設けた理由まで追及できておりませんが、クレームの形式からして、中国の場合には引用元の発明の構成要素を、さらに限定するものを従属クレームと呼んでおりまして、その従属クレームに対してマルチマルチクレームの制限をかけるということになっています。今回例外に当たるようなものというのは、限定ではなくて、さらに発明構成要素を付加したようなものになりまして、中国ではそういうものは従属クレームではなく独立クレームと整理されまして、マルチマルチクレームの枠組みから外れるものですから、我々から見れば例外のように見えるかも

しませんが、中国では体系から外れるからマルチマルチクレームの制限にしていない。そういう整理になるのかなと考えています。

○西井委員 ありがとうございます。私も委員の皆様が今まで仰ったように、制限の例外は必要ないというふうに考えております。やはり明確性という点で、この例外を設けた場合に大きく予見可能性が減じることは確かだと思いますし、たしかに出願人にとっては、場合によっては例外があった方が良い可能性もありますが、しかし出願人は常に「第三者」の立場にもなり得る方であり、第三者の立場になったときには、予見可能性の欠如が大きく負担になることは確実だと思いますので、例外を設ける必要性はないのではないかと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

余り座長は発言すべきではないのですが、第2の検討事項の2-2の例外では、明らかに制限の抜け道のように読めると思います。しかし、中国のなかではそういう認識ではないということなのですかね。

他にどなたかいらっしゃいますか。

濱田委員お願いいたします。

○濱田委員 制限の例外について、2-2はそうかもしれませんが、例えば例1のようなものであれば実体的な瑕疵でもなく、また、それから第三者の監視負担や審査負担という趣旨からすると、そういう弊害も生じにくいのではないかと思いますし、便利な使い方ができるという意味で、認めても良いのではないかという意見が弁理士会内にあることは事実でございます。ただ、これも先ほど申し上げましたようにユーザー様のことを考えて、こういったルールが残った方がよいのではないのでしょうかという意味での意見でございます。もちろんこれを認めない方が、国際調和の観点や客観性の観点から、メリットがあるということも承知しているところでございます。

そういうことですので、ユーザー様が了承しておりまして、そのように決まるということであれば、弁理士会としてはこのような例外なしの運用で、どのようにクレームドラフティングしていったら良いのかということについて精一杯協力していきたいと考えているところでございます。

ただ、今まで長年慣れ親しんできた制度でございますので、動き出してみると想定外の事態も生じ得る、あるいはユーザーさんにとってデメリットが生じることもあり得ますので、今回決めたからといってこれでもう決まったということではなくて、一定期間しまし

たら振り返りのようなものをしていただきまして、もしユーザー様のデメリット等が生じるということであれば、あるいは混乱が大きいということであれば、弾力的に柔軟に対応していただきたいと思います。

また、国内外に対しても、混乱が生じないように周知徹底していただければと思っております。皆様が仰ったように、こういう場合は良いけれども、こういう場合はいけないんだということを具体的に、具体例を示した上で周知徹底していただければと思っております。弁理士会としても、こういう風に決まったということであれば、混乱を最小限にするように周知徹底に尽力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御発言は、検討事項3にも関わるようなことだと思いますけれども、特に事務局の方で何かありますか。

○本間審査基準室長 御懸念とともにアドバイスいただきましたように無用な混乱が起きませんように、事前になるべく皆様に安心していただけるような説明をしてみたいと思っております。ありがとうございます。

○清水座長 他にいらっしゃいますか。

横山委員お願いいたします。

○横山委員 ありがとうございます。私も制限の例外については、設けないことに賛成でございます。委員の方々、また今回提供いただいている資料の中にも、判断のばらつきであるとか、審査負担を生じさせないようにやるとか、マルチマルチクレーム制限の抜け道となる恐れもあるという観点からも、制限の例外については設けないことがよいと思っております。また、先ほど濱田委員が仰られたように、実際に運用が始まったときに問題が生じていないかというところについては、ぜひ検証をお願いしたいという点と、あと期待した効果が出ているかという点についても、あわせて御検討いただければなと思っております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

事務局の方で何かありますか。

○本間審査基準室長 ありがとうございます。先ほどの濱田委員の御発言にお答えしてなかったところがあり、その部分と重複したご指摘かと思いますが、他の制度改正、運用

改正と同様に不測の問題があれば、それに対応すべきものと思っていますので、皆様に安心して使っていただける制度になるように随時維持してまいりたいと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。

例外規定について、他にいらっしゃいますか。

本田委員お願いします。

○本田委員 先ほど座長が仰られたとおり、2－2みたいな例は本当に抜け道みたいになるので、こういう例外は本当に不要であると考えておるのですけれども、2－1の方は割と大学ですと要素技術の開発みたいなものがあって、その要素を組み込んだような完成品のクレームをつくることが多いので、これに制限がかかると、やはりクレーム数は増えるという印象もあります。ですので、そこは権利範囲、どこまでちゃんと確保できるのか、その上で費用を抑えた中でどうできるのかみたいなことを考えていかなければいけないのだろうなと思っています。そのため、ますますこれから大学の出願費用がかかるというところで、どうぞ御支援の方をよろしくお願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

費用の点は、このワーキンググループの検討の対象外ではあるのですが、皆さんやはり御懸念だというのはよく分かります。

他にございますか。

よろしければ、この検討事項1、2を踏まえて、制限の例外については設けないという方向で取りまとめたいと思いますが、異議のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

それでは、マルチマルチクレームについて制限を設け、択一的に引用する場合を制限する、制限について例外は設けない、ということで進めさせていただきます。

次に、検討事項3の実際の審査基準の改訂をどうしていくのか、この方向性の問題について、皆様の御意見を伺ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

浅見委員お願いします。

○浅見委員 ここに書かれている方向性については賛成いたしますが、幾つか質問させていただきたいことがございます。

まずマルチマルチクレームを書きますと、拒絶理由が通知される。通知されるとどうするかというと、通常は費用がかかるもののクレームを分けて記載するか、あるいは1つの引用だけを残して、あとは引用をやめるという対応が一般的かと思います。拒絶理由を通

知する際には、クレームを分割するか、1つの引用にしてくださいといった補正の示唆を書いていただくと、出願人や代理人は間違えることが少ないのではないかと申し上げたいと思います。

そのうえでの質問ですが、その一方でマルチマルチクレームを書き下して、選択肢のクレームにすることもできます。例えば、資料の14ページで、クレーム4はマルチマルチクレームになっていますが、これを引用形式をやめて、ひたすら選択肢で記載していくという書き方ができると思います。例えばA+D、A+B+D、A+B+C+Dみたいな形でずらずらと並べて、「又は」という形で結んで記載することもできるわけです。そうするとこれはマルチマルチクレームではなくなって、拒絶理由は解消すると思います。

もう1つのやり方として、14ページの事例ですと、クレーム2は引用形式になっていますが、これを独立形式にして、AとBを含む装置と書く。クレーム3も同じように独立形式で書く。こうするとクレーム4は、マルチマルチクレームではなくなると思います。

しかし、こういった記載になるとすごく長いクレームになって、とても読みにくいですし、対応関係が非常に複雑になります。ですので、こういった場合には、36条6項3号の簡潔性要件違反とすることも検討していただいて、これを防ぐようにしていただきたいことがあります。まずこれについて事務局にお答えいただければと思います。

○清水座長　お願いします。

○本間審査基準室長　ありがとうございます。まさにそういった書き下した場合、非常に読みにくくなって、マルチマルチクレーム違反は解消されますけれども、むしろ分りにくいことから、第三者の理解しやすい簡潔な記載ではないということで、簡潔性違反になり得るということは十分考えられます。浅見委員の仰ったとおりの認識をしております。

○浅見委員　ありがとうございます。そういったことも皆さんに周知をしていただきたいと思います。いろいろな対処方法が想定されますので、不公平がないようにしていただきたいということです。

次は質問なのですが、36条6項4号違反の拒絶理由を通知する場合に、その請求項について、さらに新規性、進歩性、記載要件違反などの他の拒絶理由がある場合、これも同時に通知されるのでしょうか。また、単一性要件違反である場合、違反とされた請求項については、それ以外の拒絶理由は通知しないというのが現在の運用かと思いますが、単一性要件違反とされた部分に36条6項4号違反の拒絶理由がある場合には、通知されるのでしょうか。

○本間審査基準室長 御質問ありがとうございます。最初の点、マルチマルチクレーム制限後に、マルチマルチクレームを含む出願があった場合についてですが、大前提として、制限開始後はマルチマルチクレームが出願されないようにお願いしたいと思っておりますので、まずは出願されないように準備を徹底してまいりたいと考えております。ただし、それでも制限後にマルチマルチクレームを含む出願がされた場合については、審査負担の軽減等が今回の制限の導入の目的であるという趣旨、それから公平性、また運用の安定性等も踏まえながら、適切な対応はどういったものかということを検討してまいりたいと考えております。

2点目については、単一性違反となって審査対象外となるクレームにマルチマルチクレームが含まれる場合については、基本的には他の要件と同様に、審査の対象外とする方向で今検討しているところでございます。

○浅見委員 ありがとうございます。運用が開始される前に、できるだけ明確にさせていただいて、公平性を担保していただければと思います。

○清水座長 今の最初の点については、他の拒絶理由を通知するかどうかはまだ決まっていなくても、今後どちらかははっきりさせるという御趣旨ですね。

○本間審査基準室長 この制度の趣旨とか安定性とか公平性とか、そういった観点から検討しているところです。

○清水座長 ありがとうございます。

濱田委員お願いします。

○濱田委員 今の観点につきまして、これは審査基準を改訂するまでには、ある程度結論を出していただいて、審査基準に明記していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○本間審査基準室長 御質問ありがとうございます。どういう運用にするかというところを決めて、それが審査基準の改訂が必要かどうかということも含めて検討してまいります。

○濱田委員 審査対象の話であるとか、単一性の要件について、どのように考えていくかというところについても、運用が始まる前にある程度の結論を出していただけるということでしょうか。

○本間審査基準室長 失礼しました。審査基準を改訂するのか、それとも書き込まずにこちらから御案内、説明を十分していくのか、という説明の方法がいずれのものであっても、制限の開始までには、どのような運用をするのかということは明確に皆様にお伝えしようと考えております。

○濱田委員 ありがとうございます。

○清水座長 それでは本田委員お願いします。

○本田委員 先ほど浅見委員が例として挙げられた、簡潔性要件違反になるのかどうかという36条6項3号の違反になるかどうかの視点は、今回のマルチマルチクレームを回避するために、出願人や代理人が努力して表現していくという手法の1つと私は考えたのですけれども、今回のマルチマルチクレームを制限するという趣旨としては、国際ハーモミたいな視点もあろうかと思うのですけれども、先ほどのような例は、外国で違反事例といひますか、マルチマルチクレームと同様に扱われているかどうかというのは、お調べいひだいて本当にそこまで制限をかけられるのかどうかというのは、御判断をきちんとされた方がよいと思ひました。そのため、国際的な観点でそういうものがマルチマルチクレームと同様に扱われているかどうかというのは、調査の上で報告をいひだきたいと思ひました。

○清水座長 アメリカなんかでどういう例があるか教えてほしいということですね。

○本田委員 はい。先ほどの例えば何か構成要件、選択肢で表現できるという、それはマルチマルチクレームを回避するための1つの手法ではないか。そういう場合にはクレームが長くなってしまひて、やはり同じような審査負担であるとか、どういう権利範囲であるかということをして第三者が理解するのは難しいという事例になるので、36条6項3号違反にすべきではないかという御意見があるのですが、それは国際ハーモの観点からもそう判断するのが妥当なのかどうかというのは検討いひだいて、調査いひだいて、きちんと審査基準にどう表現していくか。それを制限かけるのか、かけないのかということは明確にしひだきたいと思ひます。

○本間審査基準室長 ありがとうございます。マルチマルチクレームの制限することと、その結果のクレームが簡潔性要件に違反するかどうか、もしくは明確性要件に反するかどうかということは直接的には関連する話ではなく、結果的に、クレームを読んだ時に、簡潔に表現されていひて第三者が理解できるかどうかの観点で判断されるものが、簡潔性要件ということと理解いひただければと思ひます。マルチマルチクレーム制限とは別に、簡潔性要件は他の記載要件と同じようにあひて、その要件に違反する可能性があるというのが、浅見委員からの御指摘だと思ひます。その簡潔性要件については、他庁もマルチマルチクレームとの関係あるなしにかかわらず一定の要件はあるものと認識しておりまひす。ただ、手元に詳細な簡潔性要件についての他庁の情報は持ち合わせておりまひせんので、具体的に

御紹介できませんが、第三者から分かりやすいようにという観点での記載要件は、各庁も設けていると認識しております。

○本田委員 そうするとマルチマルチクレームを回避するために、例えば請求項1がA、請求項2がBを含むと書いて、請求項3にさらにCまたはDを含むというようなクレームを書くような事例を、請求項の引用ではなくて、構成要素を「又は」のような選択肢で表現するという事例を、御説明いただいたのだと思うのですけれども、文章が長くなるとか、選択形式が入っていると、それらの点のみで簡潔性違反として取り扱われずに、クレームとして理解しやすいかどうかという観点で御判断されるという理解でよろしいでしょうか。

○本間審査基準室長 仰るとおりだと思います。ただ、又は等を用いて書き下したことをもって、すぐに簡潔性要件違反となるのではなくて、そう書き下した結果、全体として読んだときに、簡潔性要件を満たしているかどうかというところから審査されるものと理解いただければと思います。

○本田委員 ありがとうございます。

○清水座長 よろしいでしょうか。

他に皆さん何かありますでしょうか。

浅見委員お願いします。

○浅見委員 結構運用が難しいという感じもするので、まずは周知徹底していただきたいのですが、差し支えない範囲で、今後のスケジュール感、これから省令のパブコメなどもされると思いますが、その後、審査基準なり先ほど仰った何らかの方法で周知をする段階で、またパブコメなどっていただけるのかどうかということと、およそどのぐらいのスケジュール感を持っていらっしゃるのかを教えていただけると、関係者にとって有意義ではないかというのが1つです。

それから確認させていただきたいのですが、PCTについて、PCTの国際段階、すなわち国際調査報告を作成するときには、現在、日本ではマルチマルチクレームを認めていますが、今後制限された場合に、国際調査はどうなるのかということも、決まっていれば教えていただきたいと思います。

○清水座長 事務局お願いします。

○本間審査基準室長 まずスケジュール感ですが、先ほど資料で御説明しました省令改正の準備を進めているところでございます。それが終わりましたら、急ぎパブコメに

付させていただきました、皆様の御意見を伺い、その手続を踏んだ後に、時期的に少し重なるかもしれませんが、審査基準についても、今御審議いただいておりますが、その方向性で審査基準を改訂いたしまして、その改訂案についてもパブコメに付させていただく予定でございます。時期的なお話につきましては、今年の1月に対応方針として出していただいたものでございますし、他方、皆様への周知も十分図らなければいけないところを勘案しながら、来年度できるだけ早いうちに開始できたらなと当局としては考えて、現在準備を進めているところでございます。

2つ目のPCTの国際段階の運用については、現状どおり変更もなく進めたいと考えております。

○清水座長 浅見委員よろしいですか。

○浅見委員 結構です。ありがとうございました。

○清水座長 そうすると実際の審査基準の改訂は、来年の4月以降できるだけ早くしたいという御趣旨ですか。

○本間審査基準室長 来年度の早い時期に運用を開始すべく、そのために基準を早めに改訂していきたいと。座長は、基準改訂のパブコメに付す時期を来年度と仰いましたか。

○清水座長 はい。来年の4月以降早めにしたいということですか。

○本間審査基準室長 制限の開始を来年度のなるべく早くにすべく、それに間に合うように審査基準の改訂も行って、パブコメに付させていただくことを考えております。

○清水座長 今年度、来年の3月ぐらいまでに基準を改定するということですね。

○本間審査基準室長 全ての手続を終えて皆様に御説明していくことを考えております。

○清水座長 それまでの間にパブコメをして、それ以外に審査基準で改訂するのか、違う形式なのかも決めて、周知徹底していきたいということですね。タイトなスケジュールだと思いますが、分かりました。

いかがでしょうか。

横山委員お願いします。

○横山委員 ありがとうございます。2点お伺いします。1点目は先ほどのPCT出願のところですが、日本と同様にマルチマルクレームを制限されるというふうに理解していたのですが、そうではないのですか。

○本間審査基準室長 国際段階においては、日本国内の運用とは区別して、これまでどおりの運用とさせていただく予定にしております。

○横山委員 例えばマルチマルチクレームであっても、国際調査報告は発行されるということですか。

○本間審査基準室長 従来どおりということで考えています。

○横山委員 もう1点ですが、審査基準の改訂の方向性については賛成でございまして、浅見委員とか皆様が仰られたように明確にしていいただければと思っているところがあるのですが、審査基準等だけではなくて、これは非常に影響が大きいと思うので、いろいろなチャンネルで情報発信をお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本間審査基準室長 アドバイスありがとうございます。周知徹底してまいりたいと思います。その際は御協力よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○清水座長 何かありますか。

濱田委員。

○濱田委員 今お聞きしたところだと、まだいろいろと課題があるのではないかと考えておまして、ユーザー様の声であるとか、我々弁理士の声も聞きながら、御相談していただきながら運用等について決めていっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、検出ツールや支援ツールというものをお出しになるということですので、これについてもなるべく早い段階で一般に公開していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

確かにまだ決まっていないことがいろいろあって大変だと思います。具体的に話も出ました、他の拒絶理由も通知するのかについては、審査基準を変えれば皆すぐ分かるのですが、変えなかったときに、アナウンスがいつ出るのか分からないという形になります。審査基準を変えれば、皆にすぐ周知できるのですが、そうではない周知の仕方をした場合は、一体何がいつまでに行われるのか分からないので、その辺も今日の皆さんの御意見を伺うとかなり懸念があると思います。審査基準の改訂と一緒にしっかりアナウンスする、そうではない場合は運用を積極的に発信していただく必要があるのかなと感じました。

○本間審査基準室長 まとめていただきありがとうございます。運用の具体的な内容については、なるべく早く制限の開始前に、皆様に御説明して周知徹底を図りたいと考えていると考えております。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○清水座長 ウェブ参加の方も含めて、何か御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、検討事項を読ませていただいて、最終的に皆様の御意向を確認していきたいと思えます。13ページのスライドを御覧になってください。審査基準においては、例えば「第Ⅱ部第2章第5節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」に、第36条第6項第4号違反と判断される類型（5）として、マルチマルチクレームを新たに追加して記載する。また、同様に「第Ⅹ部第1章 実用新案登録の基礎的要件 2.3 実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反」についても、委任省令要件違反に該当する類型としてマルチマルチクレームを追加する。なお、審査ハンドブックについても、関連する箇所について必要な修正をする。こういうことで進めたいと思いますが、特に異議、御意見がある方があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これも皆様の御了解を得たということで進めてまいりたいと思えます。

そうしますと、その後の手続について事務局の方でありますでしょうか。

○本間審査基準室長 ありがとうございます。今日御了解いただきました審査基準の方向性に沿った形で、審査基準とそれに付随した審査ハンドブックの修正作業を進めてまいります。それとともに省令改正も手続を鋭意進めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

3. AI 関連発明の審査に関する最近の取組みについて

○清水座長 それでは、本日の2つ目の議題の説明に移りますので、また事務局からお願いいたします。

○本間審査基準室長 ありがとうございます。それでは本日2つ目の議題につきまして、資料2の「AI 関連発明の審査に関する最近の取組みについて」という資料を用いて御報告いたします。

まず1ページの目次を御覧ください。昨年11月の前回ワーキンググループ以降に特許庁が行いましたAI 関連発明の審査に関する取組みについて、これらの4つの項目に分けて御紹介したいと考えております。

初めに、A I 関連発明の出願動向について御紹介いたします。

3 ページを御覧ください。弊庁の審査第四部では、現在の状況を捉えることを目的として、2019 年から A I 関連発明の出願状況調査結果の報告書を、毎年、特許庁のホームページで公表しております。今回は、今年 8 月に公表されました出願状況調査報告書の概要資料を用いて御説明いたします。

そもそも A I 関連発明の世界共通の定義が定まっておりませんので、この調査結果では、資料の※1 で記載したとおり、F I として G 0 6 N、すなわち A I 技術そのものに関する分類が付与されている特許出願を集合 A、A I に関連する F I が付与されている特許出願を集合 B、A I コアキーワードが出願書類中の「要約」、あるいは「発明が解決しようとする課題」や「課題を解決するための手段」のいずれかに含まれている特許出願を集合 C とした時の、集合 A から C の集合を A I 関連発明として抽出しております。

なお、この報告書では、この定義について、この調査内でのみ有効なものと断られております。つまり、特許庁として公式な定義を表明するものではないと書かれておりますので、御注意ください。

このスライドの上方に青い折れ線で示しました国内全体の出願件数が横ばいあるいは若干減少傾向にある中、ピンクの棒グラフで示す A I 関連発明の出願件数が 2014 年以降毎年増加しており、2019 年には約 5000 件、黄色の棒グラフが示す G 0 6 N、すなわち A I 技術そのものに関する分類が付与された出願も顕著に増加しており、2019 年には約 2100 件であることが分かります。この件数には、G 0 6 N が副分類として付与された出願も含まれております。

4 ページを御覧ください。技術分野別出願動向、すなわち A I 関連発明の適用先の動向を示すスライドになります。主分類、すなわち発明を最も適切に表現する分類として、G 0 6 N が付与された 2019 年の出願件数が棒グラフの一番下の青い部分になりますが、前年に比べてほぼ横ばいであるということが分かりますし、その上の、それ以外の分野の出願が増えていることも分かります。特に下から 2 番目の赤い部分が示す画像処理分野での出願が目立っております。また、棒グラフがカラフルであることから分かりますように、A I 関連発明の適用先となる技術分野は多岐にわたり、拡大傾向にあることも分かります。

5 ページを御覧ください。各主分類における出願件数の伸び率を 2010 年の出願件数を 100% として示したグラフになります。ほぼ全ての分野で 2019 年に 200% を超えておりますが、特に「制御系・調整系一般」、「交通制御」、「画像処理」などの技術分野

へのA I 関連発明の出願が堅調に伸びていることが分かります。

6 ページを御覧ください。各国の出願状況として、G O 6 N が国際特許分類として付与されている、五大特許庁の各庁への特許出願件数及びP C T 国際特許出願件数の推移を示しております。各国においてA I 関連技術の出願が増加傾向にあることが分かりますが、その中でも、特に米国への出願が1 万件、中国への出願が1 . 4 万件と件数が多く、また、中国が米国を上回る勢いで伸びていることが分かります。その他、韓国でも高い伸び率で上昇していることが分かります。

7 ページを御覧ください。中国、米国でのG O 6 N が付与されている出願の出願件数が、それぞれ上位5 位の企業あるいは団体の各年における出願件数を示したスライドになります。中国では、G O 6 N が付与された出願は、主に大学から出願されていることが示されています。中国におけるA I の研究開発には、大学が大きく寄与していることと言えます。他方、米国では、特にマイクロソフト、グーグル、F a c e b o o k など、グローバルプラットフォームが積極的に出願していると言えます。

以上が、A I 関連発明の出願状況調査の調査結果概要の報告になります。

次に、A I 審査支援チームの発足について報告します。

9 ページを御覧ください。A I 関連技術は複数の審査部門にまたがる代表的な融合技術であり、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携することが必要となります。そのため、スライド下段に示すような、管理職等とA I 担当官から構成される「A I 審査支援チーム」が2 0 2 1 年1 月2 0 日に発足されました。

A I 担当官は、各部3 から4 名、合計1 3 名います。A I 審査支援チームは、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携することが必要となります。

そのため、スライド下段の図に示すような、管理職員等とA I 担当官から構成される「A I 審査支援チーム」が2 0 2 1 年1 月2 0 日に発足されました。

A I 担当官は、各部3 ～4 名、合計1 3 名から構成されております。

A I 審査支援チームは、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携しまして、最新のA I 関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び特許審査施策の検討等を実施しております。例えば発明該当性、進歩性、記載要件の判断が難しい案件の相談の他、発明の把握や、どのようにサーチしたらよいかという相談にも乗っていると聞いております。また、毎月定例会議を開催して、各自の情報を共有したり、新たな事例の可能性について検討したりということを鋭意行っているところでございます。

以上が、A I 審査支援チームの発足の報告になります。

3つ目の項目として、国際協力に関する報告をいたします。

11ページを御覧ください。初めに、欧州特許庁、E P Oとの比較研究報告書のアップデートについて御報告いたします。I o T、A Iなどの技術の中核をなすソフトウェア関連発明について、現在の審査実務を出願人の皆様に示すことが重要となっている、との認識の下、ソフトウェア関連発明に特有の審査実務に関する比較研究をE P Oと行いまして、その報告書を2019年3月に公表しております。そして今般、A I関連発明を含むソフトウェア関連発明に関する両特許庁の最新の審査実務を示すために、アップデートした報告書を先月11月12日に公表しました。

12ページを御覧ください。アップデートされた点は大きく分けて2つあります。

1つ目は、J P Oの「実施可能要件」とE P Oの「開示の十分性」に関する項目を新たに設けて、事例も新たに追加しました。

今回の比較研究の結果、判断結果が類似していることが多いことが分かりました。

また、アプローチについても、今回の事例では、教師データ間の相関関係に着目している点で両庁は類似しておりました。

他方、着目している点は類似しているものの、J P Oでは、教師データ間の相関関係等が認められるかどうかで判断を行っていましたが、E P Oは、明細書で開示される技術情報に基づいて、請求項に係る発明が再現可能であるかどうかの判断が行われた点で相違しておりました。

さらに、E P OはJ P Oと異なり、技術的事項と非技術的事項を区別してアプローチしておりますが、これに起因して、余りに技術的事項がないと判断される場合、例えばビジネス方法のような非技術的なものの単なる自動化であると判断される場合には、まずは進歩性の有無が判断されて、進歩性がなければ開示の十分性の判断が行われないまま、拒絶されることが分かる事例も紹介しております。

2つ目のアップデートは、「進歩性」に関する事例を3つ追加したことになります。

その追加した事例による比較研究により、A I関連発明については、両庁がソフトウェア関連発明と同様にアプローチしていることが分かりました。言い換えますと、両庁のソフトウェア関連発明のアプローチの相違点が、そのまま顕れたということになります。

E P Oでは、A I関連発明に関しては数学的方法と判断される可能性があり、その数学的方法が技術的効果の創出に貢献しないと判断される場合には、単純な汎用コンピュータ

にすぎない先行技術から進歩性が否定される可能性がある一方、J P Oでは、請求項に記載された発明を特定するための事項は原則として全て考慮に入れて判断されることを示した事例を紹介しております。

13 ページを御覧ください。E P Oとの比較研究以外にも様々な取り組みを進めております。

2021年6月の第14回五庁長官会合において、「新技術・A I分野の協力に関する作業ロードマップ」が合意されました。このロードマップは、新技術・A I分野において五庁が共同して努力するための青写真になります。今後、新技術・A I関連発明における審査実務の比較研究といった法的側面や、新技術・A Iの特許庁業務への適用についての具体的な作業を進めていく予定になっております。

また、中国とは、A I関連発明に関する比較研究を進めることが、先月11月29日に行われた日中の特許庁長官会合で確認されました。

さらに、A S E A N諸国等の協力も進めております。2021年8月の第11回日A S E A N長官会合において東アジア・A S E A N経済研究センター（E R I A）から、A S E A N各国における先端技術の特許審査運用に関する調査結果報告がなされました。この調査は2年前、2019年の日A S E A N長官会合において合意されて始められました。

この調査には、日本の審査ハンドブックに掲載されたA I関連技術を含む先端技術に関する事例を、A S E A N各国の法規等に沿ってどのように判断されるのかということが分析されたものも含まれます。

この報告の内容に基づいて、2021年9月の第2回日A S E A N特許専門家会合においては、調査結果よりもさらに踏み込んだ内容まで議論が進められております。今後も、日A S E A N特許専門家会合などにおいて、継続的に議論を実施する予定となっております。

以上が国際協力に関する御報告になります。

最後に、漫画審査基準について御報告いたします。

15 ページを御覧ください。特許の専門家以外の多くの方にも特許審査に興味関心を持っていただけるように、A I・I o T関連技術を題材として、審査基準の基本的な考え方を漫画化しました。その中では、A I・I o T関連技術の特徴的な判断部分だけではなく、どの技術分野でも共通するような特許審査の基本的な考え方も解説されております。2021年4月に日本語版が公表され、その英語版も2021年10月に公表されております。

その公表当時には、国内外のメディアでも取り上げていただきました。

資料２の説明は以上となります。

○清水座長 室長どうもありがとうございました。

それでは、本議題について皆様の御意見、質問があれば伺ってまいりたいと思います。
よろしくお願いいたします。

横山委員お願いいたします。

○横山委員 ありがとうございます。ＡＩはさまざまな分野で活用されており、ＡＩ関連発明の審査に関して、このようにさまざまな施策に取り組んでいただき大変感謝しております。特に漫画審査基準のところでは、非常に驚いたという意見が社内からも多くありまして、このようなチャレンジングな取り組みに敬意を表するとともに、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。最近では、農水省のＢＵＺＺ ＭＡＦＦさんとのコラボの動画とか出ていたと思うのですが、そういうような観点で、広いところも深いところも両方の観点でぜひ進めていただけたらと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○清水座長 ありがとうございました。

浅見委員どうぞ。

○浅見委員 日本の特許庁が主導して、ケーススタディを行っていただいているということが高く評価したいと思います。欧州に続きまして、中国においてもこのような取組みを進めていただけることは、出願人の関心が高いところでもありますので、大変有意義だと思います。

ＡＩ関連発明は、以前から言われていますように、ある技術では当たり前であって、他の技術分野に転用可能であることも多いと思います。その一方で、常に進化するＡＩの技術水準を把握するのは難しいので、９ページにあるように専門家を養成して、審査で協議を行うことは大変良い取組みだと思います。また、日本の出願が他国に比べると少ないという御報告もありましたので、ぜひ普及啓発をしていただくとともに、海外への出願も促していただきたいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございました。

前川委員お願いいたします。

○前川委員 発言の機会をいただきありがとうございます。ＡＩの報告書の内容に直接関

連するものではないのですが、資料の３ページ目で、集合Ａ、Ｂ、Ｃの御説明をいただいて、こういう形で調査・分類しましたという御説明があったかと思います。実は我々企業がクリアランス調査をするときに、どのように特許庁さんは調べられているのかを参考にしておりまして、特許出願技術動向調査の検索式なども参考にして自社でも調査をやっているという状況です。

先ほどの御説明では、これらの分類はこの場限りというか、この資料限りで取り入れたような考え方だと仰っていましたけれども、広く我々産業界とも共有していただければと存じます。現在、ＡＩ関連の技術のみならず、非常にあいまいな技術分野が増えております。脱炭素とか、ニューノーマルとか、そういう技術分野についてもうまくクリアランスがかけられるような御支援もいただければ大変ありがたいです。ＡＩ関連発明の調査結果とは直接関係ないのですが、お願いを込めてコメントさせていただきました。

以上でございます。

○清水座長　ありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○本間審査基準室長　アドバイスありがとうございます。この資料を作成した審査第四部審査室にその旨伝えたいと思いますし、そういったユーザー様からの御意見があるということは関係部署に随時連絡して参りたいと思います。

○清水座長　どうもありがとうございました。

西井委員お願いします。

○西井委員　資料のスライドの最初の方に、ＡＩ関連発明の出願について、出願件数、技術分野別等、いろいろ動向を載せてくださっていて分かりやすいと思います。第２次ＡＩブームのころからずっと統計的なものをとっていらっしゃるのだと思うのですが、出願より後のことについて質問させていただくと、ＡＩ関連発明は、他の分野と比べて特許査定率に特徴があるとか、権利化までの期間等に何か他と異なる特徴があるとか、そのようなことは何かありますか。

○清水座長　事務局いかがでしょうか。

○本間審査基準室長　ありがとうございます。今回報告させていただいた資料は概要紙ですが、この本体となる報告書に、これは特許庁のホームページで掲載させていただいておりますが、今回まとめました特許関連発明についての特許査定率というものが紹介されておりまして、それによりますと８０％前後というデータが紹介されているところでござい

ます。

全分野になりますと75%ですので若干高めと言えますが、その特許査定率は75%になる年もある等波がございますので、全分野と比べて有意な差があるかどうかは他の総合的な検討が必要かと思います。

○西井委員 思っていたより高かったです。ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございました。

前田委員お願いします。

○前田委員 さまざまな取り組みについて、御紹介いただいてありがとうございました。どれもすばらしいものと思います。国際協力、各国との比較研究について御質問させていただきたいと思いますが、さまざまな比較研究を通じて、AI事例に関する判断で、日本と他の国の同じ点と違う点というのが浮かび上がってくると思います。違う点があるということが出てくるわけですが、それについて特許庁としては、どういうふうを受けとめて今後の審査に生かされていくのかなということについて、何かあれば教えていただきたいと思います。さらに、こういったところで判明した違う点とかを将来のハーモナイゼーションに生かすとか、あるいは各国との違いが余り出ないような協力体制をつくるようなことがあったりするのかなとか、そのあたりについて何かあれば教えていただければと思います。

○本間審査基準室長 御質問ありがとうございます。この比較研究結果については、まず庁内でも勉強材料として使わせていただきます。また、前田委員からの御指摘のように、将来的な制度調和というところの参考資料になるかと思っております。他方、ユーザーの皆様にとりましては、外国に出願する際に、日本とどのように運用が違うのかを知っていただくのも、この報告書の比較研究の大きな目的でございます。今回の事例ですと、例えばヨーロッパで出願するときはこういうふうにすれば良いんだということを、少しでも新たな情報として皆様に提供できたらなと考えておりますので、そういった観点で見ていただければと思います。

○前田委員 分かりました。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございました。

濱田委員どうぞ。

○濱田委員 取り組みについての御説明ありがとうございます。アメリカ、中国に比べて日本の出願増加傾向が少ないというのは気になるところでございますけれども、注目すべ

き分野であるということでございますので、ぜひこういった取り組みを続けていただきたいと思っております。ただ、浅見委員が仰ったように応用が多種の分野にわたりますので、判断が非常に難しいと思っております。そういう意味では、A I 支援チームというものを発足させて横断的にやっていらっしゃるというのは、非常に良いことだなと思っております。

また、国際的な取り組みも非常に良いなと思うのですが、やはり気になりますのが、類似点はあったけれども、相違する点もあったというところでございます。将来的には各国とディスカッションしていただいて、できればハーモナイズするような方向に行ったら良いと思っております。いずれにしても、こういったことを逐一開示していただいて、アナウンスしていただけるのは大変ありがたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

本田委員をお願いします。

○本田委員 A I のアップデート、ありがとうございます。欧州との比較をしていただいているものの、すごく出願が伸びている例えばアメリカ、中国といったところ、特にアメリカというのは、日本に次いで日本人が出願していく国の主要になると思いますので、その点で比較していただいて公表いただけると大変ありがたいと思います。特にアメリカは発明の適格性という考え方は随分日本と違うので、その点でA I の審査にもその特徴が出ているのかどうかというのはとても興味深いので、ぜひ比較して報告をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、ウェブ参加の山田委員お願いいたします。

○山田委員 山田でございます。今回の御発表と直結ではないかもしれませんが、前回御説明いただいたときにも伺ったのですけれども、今経済安保の関係で、特許を一部非公開にする等の話が出ております。このA I 関係のところ、いわゆる最先端のところは、今後どのようにされるのかを伺えればと思います。特許庁さんは、日本の最先端の技術の情報が全て集まる場所でもありますので、これから国内技術を保護しながら、どう海外へ進出するとき有利に持っていくかというところが、これから重要になってくるポイントかなと感じております。

それからもう1点は、これはどうでもいいと思うのですけれども、一番最後の漫画審査基準というところが、最初にパッと資料をいただいて見たときに、漫画を審査する基準なのかなと思ってしまったので、漫画で見る審査基準とか、漫画で読む審査基準とか、そういう言い方が良いのではないかという気はしました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。2番目はなかなかおもしろい御指摘ですね。最初の点は重大な問題ですが、この辺は何かありますか。

○本間審査基準室長 コメントありがとうございます。特許非公開制度については、経済安全保障推進法案の柱の1つに含まれているという報道が出ていることは承知しております。現在、その法案については、内閣官房で検討されている段階と理解しております。今回この場での答えは差し控えたいと思います。御了承いただければと思います。また、漫画審査基準へのアドバイス、ありがとうございます。分かりやすいネーミングを、今後いろいろ発信する中でも検討させていただきます。ありがとうございます。

○山田委員 よろしくをお願いします。

○清水座長 ありがとうございます。

他に何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは時間の関係もございますので、他に御質問、御意見がないようでしたら、本議題はこれまでにさせていただきたいと思います。

そうしますと1つ目の議題については、本日御承認いただきましたけれども、今後、特許庁には審議の結果を踏まえて、審査基準を作成してパブコメにかけていく手続があると思います。その際、検討事項3に係るところでありますけれども、実際にその方向性に従って審査基準及びハンドブック等がどういう記載になるのか、あるいは審査基準に代わる公知手段がどうなるのか、そういったものの確認が必要になってまいります。これについて、申し上げにくいのですが私が確認するということで、一任いただけないかということです。反対があればやめますので、それでよろしいかという皆様への確認なのですが、いかがでしょうか。責任重大で大変なのですが。

よろしいでしょうか。

では、皆様の御了解を得たということなので、務めさせていただきたいと思いますが、今日の皆様の御意見を踏まえて慎重に特許庁の作業の確認をしてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、その他今日の議題等に関連して御意見がなければ、今後のスケジュールについて事務局から御説明いただきたいと思います。お願いします。

○本間審査基準室長 本日は、御審議くださりましてありがとうございました。1つ目の議題の「マルチマルチクレーム制限について」につきましては、先ほど御了承いただきましたとおり、審査基準等の改訂の手続を速やかに進めてまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○清水座長 それでは多少時間を超過してしまいました。申し訳ありませんでした。

以上をもちまして、第16回の審査基準専門委員会ワーキンググループの会議を閉会したいと思います。今日は2時間近く御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは終わりたいと思います。どうも皆様ありがとうございました。

4. 閉 会